松山市子ども・子育て支援事業計画(案)における任意記載事項等について

(教育•保育部会部分)

平成26年8月28日

<検討事項>

基本指針において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」以外の基本的事項及び任意記載事項とされている項目のうち、教育・保育部会に該当する1項目についての記載有無及び記載内容。

~「量の見込み」と「確保方策」以外で基本事項とされている項目~

- (1)保育利用率について
 - ・満3歳未満の子どもの数全体に占める、3号認定を確保する利用定員数の割合
- (2)子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する 体制の確保の内容に関する事項
 - ・幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援策、認定こども園の普及に係る基本的な考え方
 - ・幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等に関する事項
 - ・教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえたこれからの連携推進策
- (3)幼保連携型認定こども園の目標設置数及び設置時期等について
 - ・計画期間中における幼保連携型認定こども園の設置数とその時期
 - ・幼稚園・保育所の認定こども園への移行に係る特例部分の「市計画で定める数」
 - ※大都市特例部分であり、幼稚園型、保育所型、地方裁量型については、県の事業計画にて記載。
- (4) 需給調整の考え方について
 - ・各市町村で認可を行う、地域型保育事業と大都市特例により認可権限を有する幼保連携型認 定こども園、保育所の需給調整の考え方

~任意記載事項とされている項目~

(1)産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑 な利用の確保に関する事項

く事務局案>

「量の見込み」と「確保方策」以外で基本事項とされている項目については、次ページ以降を参照。

任意記載事項については記載し、記載内容については12ページ以降を参照。

- 1. 「量の見込み」と「確保方策」以外で基本事項とされている項目
- (1)保育利用率について
- (満3歳未満の子どもの数全体に占める、3号認定を確保する利用定員数の割合)
 - ◇記載する主な事項(基本指針より)
 - ・現在の保育の利用状況及び利用希望(ニーズ調査結果)を踏まえ、計画期間内の各年度における目標数を設定。

◇記載内容

・保育ニーズのピークとされる平成29年度は、平成26年度の約1.3倍増とし、以下のとおり、各年度の保育利用率(※1)を設定する。

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)		参考 (平成26年度)
保育利用率	24.0%	25.1%	26.1%	26.1%	26.1%	19.9%

※1:各年度の3号認定の確保方策/満3歳未満の子どもの数

◇設定理由

①0~2歳の子どもの保育利用率(平成26年4月1日時点)

	児童数(A)	認定こども園 (保育機能部分)	保育所	家庭的保育事業	施設等 利用合計数(B)	利用率(B/A)
0歳	4,270人	43人	206人	7人	256人	6.0%
1歳	4,474人	169人	911人	22人	1,102人	24.6%
2歳	4,530人	169人	1,092人	19人	1,280人	28.3%
合計	13,274人	381人	2,209人	48人	2,638人	19.9%

②平成27年度以降の保育利用率(算出した量の見込みをベースに算定)

年度	0~2歳児童数の推計(A)	3号認定こども「確保方策」(B)	利用率(B/A)
平成27年度	13,176人	3,159人	24.0%
平成28年度	13,139人	3,302人	25.1%
平成29年度	13,103人	3,419人	26.1%
平成30年度	13,067人	3,407人	26.1%
平成31年度	13,031人	3,403人	26.1%

- ※0~2歳児童数の推計値については、平成17年~平成25年までの住民基本台帳人口を基にコーホート法で推計した 数値。(事業計画での記載内容と同じもの)
- ・①及び②より、保育ニーズのピークと見込まれる平成29年度末までに、平成26年度ベースの利用率の1.3倍の確保方策を設定する。
- ~参考~国における目標値の設定
- ・平成22年1月29日に閣議決定した子ども・子育てビジョンを参照。
- (保育ニーズのピークを迎える平成29年度を目標数値として設定)
- •2012年度(平成24年)24%:86万人→2017年度(平成29年度末)44%:122万人(約1.4倍増)

- (2)子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項
 - ①幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援策、認定こども園の普及に係る基本的な考え方
 - ◇記載する主な事項(基本指針より)
 - ・認定こども園への移行支援策、認定こども園普及にかかる基本的考え方

◇記載内容

安心こども基金等の国の補助メニューを示すなどして、施設整備について支援する。また、 保育教諭等についても資格取得特例期間の周知を図り、ハード面とソフト面の両方から移行 の支援を行う。

認定こども園の普及については、私立の施設及び事業からの移行を最大限尊重することとし、公立施設の認定こども園への移行については、地理的要因なども考慮した上で、私立施設の動向を注視しながら適宜検討を行う。

- ②幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等に関する事項
- ◇記載する主な事項(基本指針より)
- ・幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援策

◇記載内容

松山市保育会「委託研修会」を公私立保育所、地域保育所に案内し、保育士の資質を高めるための研修会を実施しており、今後は、公立幼稚園教諭を含む研修会実施のため内容の検討を行う。

また、保育・幼稚園課主催の「障がい児研修」を公立の保育士及び幼稚園教諭を対象に年間5回実施している。その中の1回は地域保育所の保育士にも参加を促し、障がい児保育に対しての理解を深め職員の資質向上に努めていることから、今後も継続して実施する。

さらには、市内の保育教諭、幼稚園教諭、保育士、小学校教諭、各療育機関等の職員を対象として、教育委員会主催による「松山市幼児教育研修会」を実施し、全体研修会を年3回、公立幼稚園で行っている園内研修会を年15回実施し、幼稚園教諭や保育士の参画を得ていることから、引き続き継続して実施する。

なお、今後は保育教諭、幼稚園教諭、保育士が合同で行う、幼児教育の研究や研修のできる場の確保に努めていく。

③教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携と並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえたこれからの連携推進策

- ◇記載する主な事項(基本指針より)
- ・教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携方策
- ・認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的考え方と今後の連 携推進策

◇記載内容

教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが求められることから、愛媛県幼稚園連合会での研究会の開催や情報交換による幼稚園教諭同士、松山市保育会や愛媛県保育協議会の主催する研修会の一部において、地域保育所(認可外保育施設)の保育士も参加対象とするなど、保育士同士の連携をさらに強化していきます。加えて、地域型保育事業については、認定こども園や認可保育所との連携施設設定が必

認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校が、それぞれの段階における役割や責任を果たせるよう、意見や情報交換の場として、小学校単位で設置している「保幼小連絡協議会」の充実を図り、連携の強化に努めます。

要となるため、各設置主体がスムーズに連携施設設定ができるよう支援を行います。

さらに、「幼保小中連携推進事業」を継続実施し、就学前の教育・保育施設、小学校、中学校との円滑な接続に向けて、子ども同士の交流活動や職員の合同研修会を行い、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を推進します。

- (3)幼保連携型認定こども園の目標設置数及び設置時期等について
 - ①幼保連携型認定こども園の目標設置数及び設置時期
 - ◇記載する主な事項(基本指針より)
 - ・幼保連携型認定こども園の目標設置数及び設置時期
 - ※幼保連携型以外の認定こども園については、県の計画にて記載

◇記載内容

本計画中の幼保連携型認定こども園の目標設置数とその時期については、以下のとおり設定します。

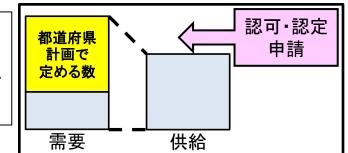
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	合計
設置数	3施設	2施設	2施設	2施設	2施設	11施設

◇設定理由

<u>幼保連携型認定こども園への移行については、各施設での判断</u>になることから、施設の移行希望を最大限尊重し、<u>意向調査の結果</u>から、幼保連携型認定こども園への<u>移行を希望して</u>いる施設数の合計を5年間に分けて設定。

ただし、目標設置数は、既存施設からの移行や新規設置を妨げる数値でなく、また各年度の数を超えて設置も可能。

- ②幼稚園・保育所の認定こども園への移行に係る特例部分の「市計画で定める数」
 - ◇記載する主な事項(基本指針より)
 - ・幼稚園・保育所の認定こども園への移行に係る、「都道府県計画で定める数」のうちの<u>幼保連携</u>型認定こども園部分の数(市計画で定める数)。
 - ※中核市が認可権限を有する幼保連携型部分の数について本市において規定。その他類型部分は県の計画で規定。
- ◎既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合需要(量の見込み) +「<u>都道府県計画で定める数(幼保連携型認定こども園部分)</u>」 > 供給⇒原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者)



◇記載内容

- ・本計画中の幼稚園及び保育所から幼保連携型認定こども園への移行特例に係る需要量の 上乗せ部分については、各施設への意向調査の結果を基に、以下のとおりに設定します。
- -1号60人 -2号328人 -3号212人
- ※ただし、幼保連携型認定こども園以外の部分については、県の事業計画で定めることになるため、現在の記載内容は暫定的なものとし、今後、県と調整した上で改めてお示しする予定。
- ◇設定理由
- ・幼保連携型認定こども園への<u>移行希望を示している園の**意向調査における、各号の子ども** の受け入れ希望数を基に算出。</u>

- (4) 需給調整の考え方について
- ◇記載する主な事項(基本指針より)
- ・市町村の認可に係る需給調整の基本的考え方
- ・教育・保育の提供体制の確保内容に含まれない幼保連携型認定こども園、保育所、地域型 保育事業の認可申請に係る需給調整
- ・幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整
- ◇記載内容

教育・保育施設(幼稚園を除く)及び地域型保育事業の認可申請があった際、認可申請時に、各提供区域内における「確保方策」が「量の見込み」を超えていなければ、適格性及び認可基準を満たす申請者である場合は認可するものとする。認可申請に基づき認可することにより、「量の見込み」を超えることになる場合は、認可を行わないことができる。

ただし、既存の幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合は、「量の見込み」に県の計画で定める数(幼保連携型部分は市の計画で定める数)を加えたものの範囲内であれば移行できる。

- ◇設定理由
- ・下記のとおり国が示している需給調整の考え方を記載。

「量の見込み」>「確保方策」⇒原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者である場合)

「量の見込み」<「確保方策」⇒認可・認定を行わないことができる(=需給調整)

(既存の認定こども園への移行特例)

「量の見込み」+「都道府県計画で定める数」>「確保方策」

- <u>⇒原則認可・認定</u>(適格性・認可基準を満たす申請者である場合)
 - ※幼保連携型認定こども園については、市計画で定める数

- 2. 任意記載事項とされている項目
- (1)産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑 な利用の確保に関する事項

◇記載する主な事項(基本指針より)

- ①産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等
- ②利用希望調査の結果を踏まえて設定した教育・保育量の見込みを基に、計画的に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の整備を行うこと
- ③育児休業満了時(原則一歳到達時)からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整える。

◇記載内容

産前、産後休業及び育児休業期間中の保護者に対して、訪問事業や健診及び相談事業による情報提供や相談支援を実施するとともに、利用者支援事業などの活用により、希望する特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の整備を行い、利用を希望する保護者のニーズに応じて教育・保育の受け皿を確保します。

- •基本方針1全般
- ・【2-1】利用者支援事業、一時預かり事業、延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う 事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業、乳児家庭全戸訪問事業
- ・【2-2】休日保育、夜間保育、乳児保育、子ども総合相談、子育て情報の周知
- ・【3-1】1歳6か月健診、3歳児健診、赤ちゃん相談
- ・【4-2】私立幼稚園の情報提供